平成２８年（フ）第３０１号
愛知県半田市乙川町８番地　ベルフローラ103号
債務者　古賀　睦美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０３号
奈良県大和郡山市小泉町2197番地　ヴァージョンリア101号室
債務者　濵口　　伸
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４０４号
奈良県大和郡山市小泉町2197番地　ヴァージョンリア101号室
債務者　濵口けいこ
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５９号
奈良市芝辻町３丁目６番１号
債務者　寺本　**靜**男
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６０号
奈良市芝辻町３丁目６番１号
債務者　寺本みどり
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
奈良市尼辻中町３番20号
債務者　岡島　信之
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
奈良県桜井市大字辻67番地　１棟504
債務者　本山　　修
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２１号
奈良県磯城郡田原本町大字新町197番地の１ハイツロック302、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字保津11番地の11
債務者　宮下明日香（旧姓吉冨）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番13―301号
債務者　藤根　永子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
鳥取県米子市東福原４丁目７番６号、前住所鳥取県米子市道笑町４丁目12番地７（504号）
債務者　糸原　久史
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８４１号
広島市安佐南区長束３丁目10番６―102号
債務者　太田　博一
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０７号
広島県東広島市西条西本町18番15―３―Ｊ号13正田ビル
債務者　山﨑　孝子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８号
広島県世羅郡世羅町大字西上原563番地25
債務者　久保板金塗装工房こと　久保　勝司
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１号
愛媛県四国中央市寒川町1902番地、前住所松山市勝山町２丁目６―60　グランアルブル勝山501
債務者　安倍　実穂
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第９号
愛媛県四国中央市下柏町653番地１　サウザンドサニー　303号
債務者　髙木　　淳
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1595番地３
債務者　藤井　智美
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第５０号
宮崎市月見ケ丘４丁目17番３号
債務者　小川　隆弘（旧姓錦織）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４号
宮崎県延岡市北一ケ岡２丁目６番１号、前住所東京都大田区大森南３丁目22番11号　レオパレスハネダ　102
債務者　渡辺　　忠
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部